4　競争参加者の資格及びその審査
⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記１の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。
⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記２の区分に基づいて格付けする。
5　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。
6　資格の有効期間
平成25年３月31日までとする。
7　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び資格審査に関する照会先
上記３⑴の配布場所。なお、名簿の閲覧にあっては、インターネットにより、本校ホームページ（http://www.fish-u.ac.jp/）にアクセスし、閲覧することもできる。
8　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い
⑴　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に申請を行うこと。
⑵　平成22・23・24年度物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けに係る競争契約の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が更生手続等開始決定者となった時は、再度の競争参加資格の申請を行うことができる。
⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の競争参加資格の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。
9　その他
⑴　申請内容の変更
有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」に次に掲げる書類各１部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、申請書を提出した上記３⑴の場所に速やかに提出すること。（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）
①　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合
ア　資格審査結果通知書の写し
イ　登記簿謄本（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）
②　「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書の写し
なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表と申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式とする。
⑵　合併、分社又は廃業
有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、申請書を提出した上記３⑴の場所に速やかに届け出ること。

別記１　付与数値（物品の製造及び物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）
〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均（生産・販売）高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、生産設備の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕
⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率

140%以上		：　10
120%以上	140%未満	：　８
100%以上	120%未満	：　６
100%未満		：　４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　生産設備の額

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）　100

別記２　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲
〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕
⑴　物品の製造（船舶類以外）
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満
⑵　物品の製造（船舶類）
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　ア　500トン以上
Aは30億円以上、Bは10億円以上30億円未満、Cは４億円以上10億円未満、Dは４億円未満
イ　500トン未満
Aは10億円以上、Bは５億円以上10億円未満、Cは２億円以上５億円未満、Dは２億円未満
⑶　物品の販売、役務の提供等（船舶整備以外）
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満
⑷　役務の提供等（船舶整備）
①　90点以上　：A
80点以上　90点未満：B
55点以上　80点未満：C
55点未満　：D
②　ア　500トン以上
Aは8,000万円以上、Bは5,000万円以上8,000万円未満、Cは400万円以上5,000万円未満、Dは400万円未満
イ　500トン未満
Aは5,000万円以上、Bは2,000万円以上5,000万円未満、Cは300万円以上2,000万円未満、Dは300万円未満
⑸　物品の買受け
①　70点以上　：A
50点以上　70点未満：B
50点未満　：C
②　Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提出を招請します。
平成22年１月18日
独立行政法人労働者健康福祉機構
神戸労災病院長　石川　　齊
◎調達機関番号　590　◎所在地番号　28
○第90号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品及び数量
ステントグラフトシステム　一式
⑶　調達方法　購入
⑷　導入予定時期
平成22年度２・四半期
⑸　調達に必要とされる基本的要求要件
①　手術室透視装置・透視台システムを有すること。
②　造影剤注入システムを有すること。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリー関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成22年２月19日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）